

# 「介護職員による医療的ケアの法制化について」

## シンポジウムを開催します

平成23年9月28日(水)13時～16時

於 大阪国際会議場1009号室(大阪市北区中之島)

基調講演 厚生労働省 障害福祉専門官 高木憲司さん

平成22年7月から厚生労働省は「吸引等の在り方検討会」を設置し、吸引だけでなく、経管栄養も介護職員の業務とするためにどのような研修方法が妥当かを検討してきました。

### 平成24年4月からの医療的ケア

医行為ではない【※1】	体温測定、血圧測定、 パルスオキシメーター、 軽微な切り傷や擦り傷の処置、 服薬介助、など
グレーゾーン (医行為であるか否かが はっきり決められてない)	摘便、褥瘡の処置、 人工呼吸器の操作、など
今回、法律で 認められた行為 【※2】	喀痰吸引、経管栄養

【※1】平成17年7月26日医政発第0726005号  
「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈に  
ついて(通知)」

【※2】平成23年6月22日老発第0622第1号「介護サービスの基盤強化のための介護  
保険法等の一部を改正する法律」による改正後の「社会福祉士及び介護福祉士法」

この機会に法制化についての詳細を学び、現場の課題を明確にしながら、より良い制度として出発できるように、2団体共催の講演・シンポジウムを開催させていただきます。

基調講演は厚生労働省の高木専門官にお願いいたします。

研修を担当することになる訪問看護師や、医師、調整を担当するケアマネジャー、行政保健師、また患者さんや家族の皆さんにもシンポジウムに参加していただき(調整中)、広く議論を展開します。この法制化では、利用者側の意識、働きかけが必要です。研修を受ける介護事業所のヘルパーや、研修を担当する看護師や医師、研修機関として登録する団体、いずれも業務過多を恐れて引き受けない恐れさえあります。法制化についてみんなで話し合う機会に、ぜひご参加をお願いします。(どなたでも参加歓迎、入場無料)

(主催) 日本 ALS 協会近畿ブロック NPO 法人 ALS/MND サポートセンターさくら会

# 「介護職員による医療的ケアの法制化について」

## シンポジウム 参加申し込み書

開催日 平成23年9月28日(水) 13時～16時

会場 大阪国際会議場1009号室 大阪市北区中之島5-3-51

お申し込みは、FAX 06-6323-6151 (近畿ブロック事務局)へ

下記の内容を記入してお申し込みください。

### 1 参加者のお名前をご記入ください

#### ① 患者

利用に○を→(車イス・鼻マスク・人工呼吸器)

身障手帳お持ちの方は、1階広場に無料駐車できます。

利用に○→(自家用車、福祉タクシー、公共交通機関)

\* ボランティアが誘導いたします

#### ② 家族

#### ③ 遺族

#### ④ 介護職

#### ⑤ 看護師

#### ⑥ リハビリ関係

#### ⑦ 保健師

#### ⑧ その他の方 ALS患者とのご関係……

#### ⑨

総数( )人

上記のお名前の代表者に◎をして、

下記にご住所と連絡電話をご記入ください

ご住所または所属( )

電話 ( )

13時から開催しますので、患者さんの車の誘導は13時までです。

お早めにお入り下さい。エレベーターが混みます。

(予約は前日まで受け付けます)

お申し込みは、FAXまたは、会報末尾記載の事務局へメール、はがき

日本ALS協会近畿ブロックのHPからも申し込みます